

〔平 26 . 4 . 14
法 D 3 - 3〕

税制調査会（法人課税 D G ③） 〔地方税の税負担軽減措置〕

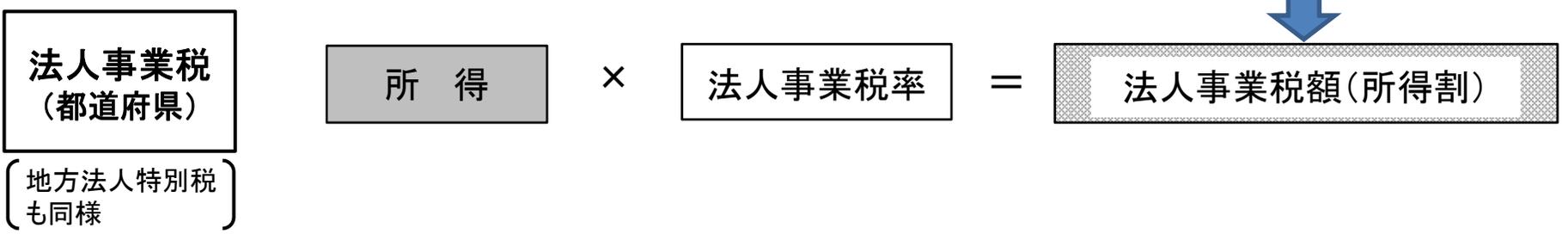
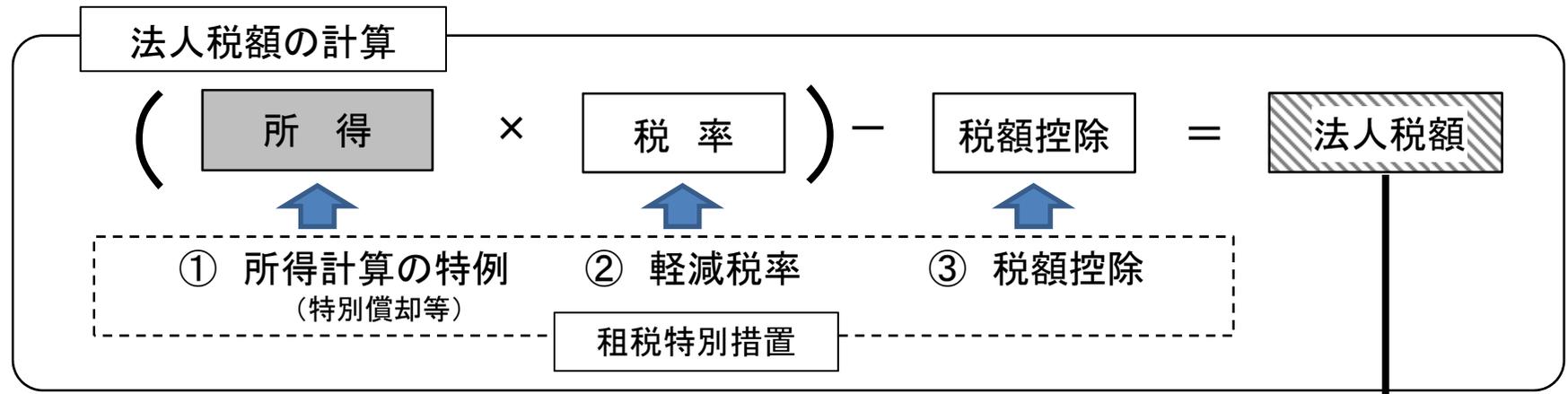
平成 26 年 4 月 14 日（月）

総 務 省

目 次

・租税特別措置の地方税への影響の仕組み	1
・政策税制減収額(目的別の分類)[地方税]	2
・地方法人二税関係以外の税負担軽減措置等減収見込額(平成24年度)	4
・平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(抄) (平成25年11月22日 地方財政審議会)	5
・地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件(抄) (平成26年2月28日 衆議院総務委員会)	6
・自立的かつ持続可能な財政基盤を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災 への対応に関する決議(抄)(平成26年3月20日 参議院総務委員会)	6
・平成26年度税財政等に関する提案(抄)(平成25年10月 全国知事会)	7

租税特別措置の地方税への影響の仕組み



政策税制減収額(目的別の分類)[地方税]

(1) 租税特別措置(国税)に連動する負担軽減措置

(単位:億円程度)

事項別		減収見込額			
		法人住民税	法人事業税	地方法人特別税	計
1. 特定の企業行動を促すもの		313	204	218	735
主なもの	①研究開発(研究開発税制など)	43	0	0	44
	②設備投資	206	170	176	553
	・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	112	86	97	295
	・環境関連の投資促進税制	47	46	42	134
	③所得(給与支給)・雇用	7	-	-	7
	・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制)	7	-	-	7
④資源確保	・探鉱準備金等	57	33	41	131
	・海外投資等損失準備金	49	33	41	122
		8	-	-	8
2. 中小企業支援に係るもの		303	133	107	544
主なもの	・中小企業者等の法人税率の特例(公益法人に係る部分等を除く)	166	-	-	166
	・中小企業投資促進税制	95	84	68	247
	・中小企業者等の少額減価償却資産の特例	42	49	39	130
3. 特定の事業者に対する財務支援		33	22	19	74
主なもの	・中小企業者等の貸倒引当金の特例(公益法人に係る部分等)	15	17	14	45
	・公益法人に係る部分等の法人税率の特例	7	-	-	7
4. 将来の損失や支出に対する備えに係るもの		155	121	134	410
主なもの	・保険会社等に係る異常危険準備金	71	47	60	179
5. 収用・補償に係るもの		80	63	70	213
主なもの	・収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	42	32	36	111
	・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	29	21	25	76
6. 特別な事業体に係るもの(特定目的会社等に係る課税の特例など)		161	169	137	467
7. その他(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例など)		42	29	35	106
1~7の計		1,088	740	721	2,548

(2) 地方税独自の負担軽減措置

(単位:億円程度)

事項別	減収見込額		
	法人事業税	地方法人特別税	計
法人事業税に係る負担軽減措置	357	269	625
主なもの			
①社会保険診療に係る実質的非課税措置	312	253	565
②医療法人に係る税率の特例	17	14	31
③資本割に係る課税標準の特例	25	-	25
・新関西国際空港株式会社等	8	-	8
・JR北海道・四国・九州	6	-	6
・承継銀行等	3	-	3
・特定鉄道事業者	2	-	2

(備考)「減収見込額」の欄の計数は、(1)については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成24年度)を基に試算したものであり、(2)については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会提出)」における法人事業税の適用総額(平成24年度)を基に試算したものである。

(注)端数処理の関係上、合計欄と一致しない場合がある。

地方法人二税関係以外の税負担軽減措置等減収見込額(平成24年度)

(単位:億円程度)

事 項 別	平年度減収額			
1. 個人住民税関係	▲5,638			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">主なもの</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等控除の最低控除額等の特例 ・ 住宅借入金等特別税額控除の特例措置 ・ 申告を要しない配当所得 </td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ▲2,142 ▲1,275 ▲950 </td> </tr> </table>	主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等控除の最低控除額等の特例 ・ 住宅借入金等特別税額控除の特例措置 ・ 申告を要しない配当所得 	<ul style="list-style-type: none"> ▲2,142 ▲1,275 ▲950 	
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等控除の最低控除額等の特例 ・ 住宅借入金等特別税額控除の特例措置 ・ 申告を要しない配当所得 	<ul style="list-style-type: none"> ▲2,142 ▲1,275 ▲950 		
2. 不動産取得税関係	▲2,648			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">主なもの</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地評価土地の取得に係る特例措置 ・ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置 ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置 </td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ▲1,809 ▲739 ▲33 </td> </tr> </table>	主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地評価土地の取得に係る特例措置 ・ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置 ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▲1,809 ▲739 ▲33 	
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地評価土地の取得に係る特例措置 ・ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置 ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▲1,809 ▲739 ▲33 		
3. 固定資産税・都市計画税関係	▲2,579			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">主なもの</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅に係る特例措置 ・ 東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る課税免除等 ・ JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置 </td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ▲1,274 ▲197 ▲97 </td> </tr> </table>	主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅に係る特例措置 ・ 東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る課税免除等 ・ JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▲1,274 ▲197 ▲97 	
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅に係る特例措置 ・ 東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る課税免除等 ・ JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▲1,274 ▲197 ▲97 		
4. その他	▲2,912			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">主なもの</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税の時限的な税率軽減措置 ・ 軽油引取税の課税免除の特例措置 ・ 地方たばこ税の税率の特例措置 </td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ▲1,620 ▲912 ▲167 </td> </tr> </table>	主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税の時限的な税率軽減措置 ・ 軽油引取税の課税免除の特例措置 ・ 地方たばこ税の税率の特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▲1,620 ▲912 ▲167 	
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税の時限的な税率軽減措置 ・ 軽油引取税の課税免除の特例措置 ・ 地方たばこ税の税率の特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ▲1,620 ▲912 ▲167 		
合 計	▲13,777			

(注) この資料は、地方税法及び租税特別措置法等の規定による税負担軽減措置等(地方法人二税関係を除く。)について、平成24年度に適用される措置に基づく減収見込額(平年度ベース)を試算したものである。なお、①データ上の制約など減収額を見込むことが困難であるもの、②減収額が僅少(1億円未満)であると見込まれるもの、③制度の内容から減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(抄)
(平成25年11月22日 地方財政審議会)

第一 今後目指すべき地方税制の方向

1 地方税のあるべき姿

(2) 分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

公的サービスによる便益は、社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが必要である。特に、地域住民や地域社会で活動する人々が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税は、応益課税がふさわしい。

経済政策は歳出により対応することが基本である。税制を経済政策の手段として用いることは、税負担の公平の原則を歪めるものであり、真に必要な場合に限るべきである。特に、応益課税の性格の強い地方税では、事業税の社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置や、医療法人に対する軽減税率を含む税負担軽減措置等については、可能な限り行うべきではない。

地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件(抄)
(平成26年2月28日 衆議院総務委員会)

二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対応を行うこと。

自立的かつ持続可能な財政基盤を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議(抄)
(平成26年3月20日 参議院総務委員会)

二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対応を行うこと。

平成26年度税財政等に関する提案(抄)
(平成25年10月 全国知事会)

4 成長戦略の展開による地方財政への影響

成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱(平成25年10月1日)においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される場所である。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。